

市立養護老人ホームのあり方に関する提言

平成 24 年 3 月

霧島市立養護老人ホームあり方検討委員会

1. あり方検討委員会設置の背景

これまで霧島市では、平成 18 年 11 月に策定した「霧島市行政改革大綱」に基づき、様々な行政課題に積極的に取り組み、行財政運営の健全化を図ってきました。しかしながら、社会情勢が激変し、今後も厳しい財政運営が予想される現在、持続可能な確固とした行財政構造を確立するためには、これまで以上に行政能力の向上と行政改革への積極的な取組が必要なため、「霧島市行政改革大綱(第 2 次)」を策定し、今後一層の改革改善を推進していくこととしました。

その中で、「民間委託等の推進」を目標として掲げ、「事務事業全般にわたる見直しを行い、行政が担うべき業務の明確化を図り、民間のノウハウ、活力を有効に活用することでサービスの向上や業務の効率化、経費の削減が図られるものについては、積極的に民間委託等を推進します。併せて、事業の廃止、民営化、民間譲渡等についても検討を進めます。」と決めました。その実施計画である、集中改革プランにおいて、具体的に市立保育園・養護老人ホームの民間委託等について、平成 23 年度中に方針を決定することとしました。

このような背景があり、養護老人ホームを市が運営しなければならない必要性など、その「あり方」についての提言をするため、平成 23 年 9 月 1 日市立養護老人ホームあり方検討委員会が設置されました。

2. 市立養護老人ホームをとりまく状況

養護老人ホームは、昭和 38 年に施行された老人福祉法の第 5 条の 3 に規定されています。施行以来老人福祉の象徴的施設としてその社会的役割を果たして参りました。法第 11 条第 1 項第 1 号で市町村は「65 歳以上の人で環境上や経済的理由で居宅での養護が困難な場合は、その市町村又は市町村以外の者が設置する養護老人ホームに入所措置をしなければならない。」とされています。

50 年が経過し、団塊世代が退職していく時代となり、社会の姿、家庭の姿、高齢者の姿は老人福祉法制定当時とは様変わりしました。その大きな転換点の一つは平成 12 年から施行された介護保険制度です。介護保険以前は、家族での介護を基本とし家族で介護できなければ施設という、介護側の要因を主体とした福祉でした。介護保険制度は高齢者の意思を尊重し、できるだけ住み慣れた地域で暮らす、在宅介護を制度の根幹として運営され、地域密着型サービスなど在宅サービスの事業所の整備が進み、10 年余りが立ちました。結果、かつて常に入所待機があった養護老人ホームは 3 施設とも定員割れをしています。

小泉構造改革以降、民間でできることは民間へという意識が高まる中、平成 17 年度の国の三位一体改革の一環として、養護老人ホームへの入所費用を国と県が負担していた老人保護措置費が廃止され、地方交付税に算定されることとなり、市町村の一般財源により負担する形となりました。法第 15 条第 4 項では「社会福祉法人は、厚生労働省の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。」とされています。つまり、養護老人ホームの設置・運営については、市だけでなく社会福祉法人が行うこともできます。また、平成 18 年度には介護保険法の改正に伴い、養護老人ホームに入所しながら介護保険サービスの利用を可能とする老人福祉法の改正が行われました。

このようなことから、平成の大合併を機に民間へ経営移譲するところが増えています。県内では、平成 23 年 10 月現在、養護老人ホーム全 39 園のうち 11 園が平成 17 年以降に民営化され、全部で 23 園を民間の社会福祉法人が運営しています。

3. 審議経過

平成 23 年 11 月 30 日 第 1 回霧島市立養護老人ホームあり方検討委員会

協議事項

- (1) 委員長、副委員長の選任について
- (2) 霧島市の行政改革について
- (3) 市立養護老人ホームの現状について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) その他

平成 24 年 1 月 24 日 第 2 回霧島市立養護老人ホームあり方検討委員会

現地視察 国分舞鶴園、横川長安寮、日当山春光園

協議事項

- (1) 現地視察の総括
- (2) 追加資料について
- (3) その他

平成 24 年 2 月 20 日 第 3 回霧島市立養護老人ホームあり方検討委員会

報告

- (1) 全国の養護老人ホームの施設数等の推移について
- (2) 養護老人ホーム入所者の出身圏域について

協議事項

- (1) あり方に関する提言案について
- (2) その他

平成 24 年 3 月 19 日 第 4 回霧島市立養護老人ホームあり方検討委員会

協議事項

- (1) あり方に関する提言案について
- (2) その他

4．提言

市立の養護老人ホームについては、国分舞鶴園、横川長安寮、日当山春光園の入所定員の合計165から定員を減らしていくことが妥当です。なお、その運営は、民営化するよう作業を行ってください。

5．提言の理由

- ・養護老人ホームはかつては、自宅での生活に不安がある方などの受け皿として機能してきたが、老人福祉法制定時と比較して、高齢者福祉の姿は介護保険制度の開始をきっかけとして、大きく変化しており、全国的に施設数、入所者数とも減少傾向にあること。
- ・高齢者でも、自ら進んで施設に入ろうと考える人は少なく、多くの人は住み慣れた家、地域で引き続き住み続けたいと思うものであること。
- ・現在の入所者の状況を見ると、本人の生活環境や、家族の状況から、施設としての必要性は全くないとは言えない。しかしながら老朽化した施設を単に更新する形では、将来的な行政の負担を生むことになるため。
- ・現在、霧島市から3園に入所しているのは定員の半数の80人前後であり、特に横川長安寮、日当山春光園は、施設の老朽化が進んでいるせいもあり、大きく定員割れが続いている状況があること。
- ・市より民間の社会福祉法人による運営の方が、入所者の尊厳へ配慮したサービスの向上がさらに期待できること。
- ・施設の更新（建て替え）に際しても、民間の方が補助金の面で有利であること。

6. 付帯意見

<スケジュールについて>

- ・施設や処遇などの利用者の生活環境が向上されるように、市は提言を踏まえた具体的な民営化計画を早急に作成してください。

<入所者への配慮について>

- ・市立で運営を続ける間は、利用者一人ひとりの尊厳に特に配慮してください。特に日当山春光園、横川長安寮については、設置基準どおり、原則一人部屋とするよう努めてください。
- ・現在入所中の方についても、養護老人ホームで生活することが利用者のためであるのか、他のサービスを活用しながら、住み慣れた家・地域で本人の望む生活が実現できるよう、検討してください。
- ・定員の見直しにより、施設の統廃合を検討する際は、利用者の生活環境の変化について最大限配慮してください。

<地域との交流について>

- ・単なる入所施設ではなく、地域との交流を意識的に行ってください。また、新たに施設整備を行うこととなった場合も、地域交流スペースを設けるなどの配慮を行ってください。

7. 市立養護老人ホームあり方検討委員会名簿

区分	所属・職名	氏名	備考
1	社会福祉協議会代表 霧島市社会福祉協議会 会長	まつえだ よういちろう 松枝 洋一郎	
2	自治公民館連絡協議会代表 霧島市自治公民館連絡協議会 理事	ふくはら たいら 福原 平	
3	民生委員・児童委員代表 霧島市民生委員・児童委員協議会 連合会 副会長	つのち すなお 津之地 良	
4	高齢者福祉施設関係者 軽費老人ホーム 霧島荘 理事長	ほりのうち やまひろ 堀之内 康弘	
5	高齢者福祉施設関係者 霧島市地域密着型サービス事業者 連合会 会長	ごとう ひろたか 後藤 博孝	
6	入所者親族代表	ふくなが よしろう 福永 義郎	入所者親族代表
7	学識経験者 霧島市地域包括支援センター 社会福祉士	まちだ けいこ 町田 恵子	
8	学識経験者 全国小規模多機能居宅介護事業者 連絡会 理事	くろいわ なおふみ 黒岩 尚文	
9	市長が必要と認めるもの 霧島市副市長	みなみだ よしふみ 南田 吉文	